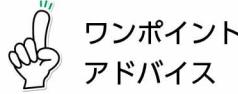


健 康 ひ ろ ば

Health is better than wealth



ヒートショックに ご注意を!



3月の保健事業

乳幼児健康診査

種別	日	受付時間	対象
4・5ヶ月児 健康診査	27日(水)	13:30 ~14:30	平成30年10月、11月生
10ヶ月児 健康相談	14日(木)	13:30 ~14:30	平成30年4月、5月生
3歳児 健康診査	7日(木)	13:30 ~14:00	平成27年9月生

母子健康手帳、役場からの通知、お子さんの歯ブラシ、3歳児は尿の入ったビニール袋

ひよこ教室(離乳食実習教室)

日	時間	対象・定員
28日(木)	13:30~15:30	3~5ヶ月児のおさんと保護者15組

母子健康手帳、筆記用具、バスタオル、エプロン、おぶいひも(必要に応じてミルク)、よりいスマイルポイントカード

ちょっと気になる子どもの発達相談

臨床心理士による個別相談を行います。

日	時間	対象
15日(金)	9:15~11:45	「落ち着きがない」等発達について心配がある就学前のお子さんと保護者 ※1組40分

みんな健康！ 元気・いきいき寄居町！

ヒートショックは
冬場に多発しています！

ヒートショックは、急激な温度差で脳や心臓に負担がかかることにより、血圧の乱高下や脈拍の変動が起こる現象です。人間の血管は、暑い場所では広がって熱を放し、寒い場所では縮んで熱を逃さないようにしています。しかし、温度差が大きくなる冬場は、血圧の急上昇・急低下によって意識を失ったり、脳梗塞や心筋梗塞を起こします。体温調節機能が低下している高齢者や肥満の方、動脈硬化のリスクがある高血圧症や脂質異常症、糖尿病の方は注意が必要です。ヒートショックが起こりやすい場所はトイレ、洗面所、浴室等です。予防対策を知って冬のヒートショックを防ぎましょう。

▶ヒートショックの予防対策

①暖房器具等を活用して寒暖差を減らしましょう

脱衣所や浴室は、暖かくした方が血圧の変動が少ないとされていますので、暖房器具を活用しましょう。暖房がない場合は、シャワーから浴槽にお湯を張ったり、浴槽のふたを開けておいたりすると、寒暖差が少なくなります。

②飲酒後や食後すぐの入浴は控えましょう

アルコール摂取後は血管が拡張して、血圧低下を起こしたり、転倒しやすくなったりします。食後も血圧が下がるので、食後すぐに入浴すると血圧の変動が大きくなるため危険です。食後は1時間以上空けてから入浴しましょう。また、温度は38度~41度くらいのぬるめのお湯に入り、長湯は避けましょう。

③トイレでも体を冷やさないようにしましょう

トイレも室温が下がっているので、何か羽織るなどして体を冷やさないようにしましょう。排便の際は、いきみすぎると心臓への負担が高くなりますので、普段からの便秘対策も大切です。

お知らせ info お出かけください! 寄居町生涯学習まつり

中央公民館や地域公民館を利用して活動している105の団体が、1年間の活動成果を展示やステージで発表します。バザーも行われますので、ぜひお出かけください。



▶日時／3月9日(土)

展示・バザーの部 午前9時~午後5時

ステージ発表の部 午前10時~午後3時30分

▶日時／3月10日(日)

展示・バザーの部 午前9時~午後4時

ステージ発表の部 午前10時~午後3時30分

▶場所／中央公民館

▶費用／無料

問中央公民館 (☎ 581-2662)

お知らせ info 始まります! 春季火災予防運動

全国火災予防運動が、3月1日~7日に実施されます。これから春先にかけて強い季節風が吹き荒れ、空気が乾燥して火災が発生しやすくなります。あらためて家庭や職場等における火災予防の大切さを見直し、火事を出さない、放火されない環境づくりに努めましょう。また、山林や河川敷でも、不注意などから大火災となる可能性があります。一人一人が火の取り扱いに十分に注意しましょう。

▶全国統一防火標語

忘れてない? サイフにスマホに 火の確認

▶平成30年に寄居町と深谷市で発生した火災等の件数

種別	件数	対前年
火災	72件	19件減
救急	7,727件	22件減
救助	176件	22件増

問深谷市消防本部予防課 (☎ 571-0913)

年金特報

年金についての情報を毎月お届け! 今月は「産前産後期間の免除制度」

平成31年4月から国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まります!

▶必要書類

本人確認ができるもの、年金手帳、印鑑※出産前に申請する場合は、母子健康手帳または出産予定であることを明らかにする書類を提出してください。

※被保険者と子が別世帯の場合は、母子健康手帳または出産日および親子関係を明らかにする書類を提出してください。

▶留意事項

- 任意加入者は対象外です。
- 付加保険料は、当該期間でも納付可能です。
- 保険料を前納している場合は、当該期間の保険料は還付されます(保険料の未納期間がない方が対象)。
- そのほかの免除制度の承認期間に、産前産後期間の保険料免除に該当した場合は、産前産後免除終了後、あらためて届出を行う必要はありません。

▶届出先

町民課

問熊谷年金事務所 (☎ 522-5012)

問町民課 (☎ 581-2121内線111-112)